

令和元年

第11回定例教育委員会

我孫子市教育委員会



## 令和元年第11回定例教育委員会日程

日 時 令和元年11月27日（金） 午後2時から

場 所 教 育 委 員 会 大 会 議 室

日程第1 会議録署名委員の指名  
長谷川 浩子

日程第2 議 案

議案第1号 我孫子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する  
規則の制定について (学校教育課)

日程第3 諸 報 告

## 目 次

議案第 1 号 我孫子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則 の制定について	・ ・ ・ ・ 1
--	-----------

## 議案第 1 号

我孫子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和元年 1 1 月 2 7 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

### 提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条文を整備するため提案するものです。

## 我孫子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則

我孫子市立小学校及び中学校管理規則（昭和39年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（報告）</p> <p>第44条 校長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 学校教育法第9条<b>第1号又は第3号</b>に該当することとなつたとき。</p> <p>(4)から(11)まで 略</p>	<p>（報告）</p> <p>第44条 校長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 学校教育法第9条<b>第1号、第2号又は第4号</b>に該当することとなつたとき。</p> <p>(4)から(11)まで 略</p>

### 附 則

この規則は令和元年12月14日から施行する。